

○入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 6 年 1 1 月 1 3 日

茨城県立こころの医療センター病院長 堀 孝文

1 入札に付する事項

(1) 賃借物件及び数量

行政情報端末 21 台（付属品、ソフトウェア含む）

(2) 賃借物件の要件等

賃借物品の性能等に関し、入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃借期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(4) 設置場所

茨城県立こころの医療センター 指定場所（茨城県笠間市旭町 654）

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告及び入札説明書に示す借入物件の規格（仕様）に適合した物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 借入物件に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定するものでないこと。

3 入札説明書の交付期間及び交付場所等

(1) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から令和 6 年 1 1 月 2 7 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで。

（茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。）

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654

茨城県立こころの医療センター 経理課 電話 0296-77-1151

<https://www.mc-kokoro.pref.ibaraki.jp>

なお、入札説明書は、「茨城県立こころの医療センター」トップページの入札情報からダウンロードできます。

4 入札参加資格等の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（様式4）に2に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和6年11月27日(水) 午後5時までに必着のこと。

(2) 提出方法

郵便又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

茨城県立こころの医療センター経理課

(4) 結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式5）を発行する。

5 入札手続等

(1) 入札書の提出及び開札日時

令和6年12月4日(水) 午前10時から

(2) 入札書の提出場所及び開札場所

〒309-1717 茨城県笠間市旭町654

茨城県立こころの医療センター 集会ホールC

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号に該当する場合は、その全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号に該当する場合は、その全部又は一部を免除する。

(4) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

- イ 入札書には月額賃貸借料を記入すること。
- ウ 提出した入札書の引き替え又は変更は認めない。
- エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

(5) 入札の無効

- ア 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - ・入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
 - ・指定の日時までに入札書が提出されないとき。
 - ・記名を欠くとき。
 - ・誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
 - ・首標金額を訂正した入札を行ったとき。
 - ・同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
 - ・同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - ・代理人が委任状を持参しないとき。
 - ・前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき。
- イ 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者のした入札又は本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- ウ 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- エ 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

- ア 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ウ (6)イの同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- エ 落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の住所及び氏名(法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名)、落札金額並びに当該請求を行った入札参加者が落札されなかった理由又は無効とされた場合にあっては無効とされた理由を、当該請求を行った入札者に書面をもって通知するものとする。ただし、開札に立ち会った入札参加者は、開札の場所において口頭で通知することでこれを省略できるものとする。
- オ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(7) 契約書の作成の要否

要

6 その他

- (1) この調達に係る令和7年度当初予算が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。
- (2) 詳細は、入札説明書による。